

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

認 証 後	認 証 前
別表第４ 本人特定事項の確認方法 〔１ 略〕 ２ 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。 (1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち、６(1)又は(3)に定めるもの（６(1)ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であって、氏名、住居、生年月日及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に掲げる旅券にあっては、氏名、生年月日及び写真。トにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第２条第１項に規定する半導体集積回路をいう。この表において同じ。）が組み込まれたもの（以下この２において「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法 ロ 次に掲げる行為のいずれかを行うとともに、当該最終利用者の本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、当該最終利用者との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法 <u>（7） 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類（特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。）又は本人確認書類のうち６(1)ニに掲げるものの提示を受けること。</u> <u>（4） 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち６(1)ハ又はホに掲げるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること。</u> 〔削る〕	別表第４ 本人特定事項の確認方法 〔１ 同左〕 ２ 〔同左〕 (1) 〔同左〕 イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち６(1)又は(3)に定めるもの（６(1)ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（６(1)ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法 ロ <u>当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類（６(1)イに掲げるものを除く。）の提示（６(1)ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、当該最終利用者との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法</u> 〔新設〕 〔新設〕 ハ <u>当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち６(1)ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は６(1)ハに掲げる書類及び６(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類（３に規定する補完書類をいう。ニ及びヌにおいて同じ。）の提示（６(1)ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法</u>

〔削る〕

〔削る〕

ハ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものであって、氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(ア)又は(イ)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る最終利用者になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

(ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録（同

ニ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ヘ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。））が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下このトにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該最終利用者若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(ア)又は(イ)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る最終利用者になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

(ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録（同

法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下この二において同じ。)を保存し、かつ、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者しか知り得ない事項その他の当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを確認していることを確認すること。

〔イ) 略〕

ホ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6 (1) 二に掲げるものの送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該最終利用者若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類のうち6 (1)若しくは(3)に定めるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔削る〕

ヘ 当該最終利用者から、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）のうち、当該最終利用者の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（同法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。トにおいて同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該最終利用者のものであることの確認（同法第18条の4第1項の規定により提供されるプログラム又は同条第2項の

法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下このトにおいて同じ。)を保存し、かつ、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者しか知り得ない事項その他の当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを確認していることを確認すること。

〔イ) 同左〕

チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6 (1) 又は(3)に定めるもの（以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類（6 (1) イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類の写し及び当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類（3 (3)に掲げる書類にあつては、当該最終利用者と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該最終利用者の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該最終利用者のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該最終利用者の住居（当該本人確認書類の写しに当該最終利用者の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。トにおいて同じ。）を行う方法

ト その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類（3に規定する補完書類をいう。このト及びワにおいて同じ。）の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに当該本人確認書類若しくは補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類若しくは補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置又は特定事業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該最終利用者のものであることの確認を行い、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項及び当該送信を受けた日付を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

チ [略]

リ 当該最終利用者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この(1)において「公的個人認証法」という。）第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ス 当該最終利用者から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ル 当該最終利用者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者に限る。以下このルにおいて同じ。）又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類の提示（6(1)ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ヲ 当該最終利用者（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第17条第3号に規定する

ヌ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ル [同左]

ヲ 当該最終利用者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この(1)において「公的個人認証法」という。）第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ワ 当該最終利用者から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該最終利用者に係る利用者（電子署名法第2条第2項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第5条第1項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

[新設]

[新設]

<u>国外転出者に限る。以下このヲ及びワにおいて同じ。）又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)若しくは(3)に定めるもの（6(1)ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類（6(1)イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</u>	
<u>ワ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち6(1)若しくは(3)に定めるもの（以下このワにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか2の書類の写しの送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類の写し及び当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類（3(3)に掲げる書類にあっては、当該最終利用者と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該最終利用者の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該最終利用者のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該最終利用者の住居（当該本人確認書類の写しに当該最終利用者の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</u>	[新設]
(2) 法人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか [イ・ロ 略] ハ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法</u>（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法） ニ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)若しくは(3)に定めるもの（<u>当該最終利用者が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類又はその写し</u>）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 [ホ 略] 3 特定事業者は、2(1)イから<u>へ</u>まで、<u>ル</u>若しくは<u>ヲ</u>又は(2)イ若しくはニに掲げる<u>方法</u>により	(2) 法人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか [イ・ロ 同左] ハ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法</u>（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法） ニ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)若しくは(3)に定めるもの<u>又はその写し</u>の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 [ホ 同左] 3 特定事業者は、2(1)イから<u>チ</u>まで又は(2)イ若しくはニに掲げる<u>方法</u>（2(1)ハに掲げる方

本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該最終利用者の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該最終利用者の現在の住居の情報の記録がないときは、当該最終利用者又はその代表者等から、当該記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは当該最終利用者の現在の住居が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある(4)及び(5)に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（2(1)ハからヘまで若しくはヲに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第17条第3号に規定する国外転出者である当該最終利用者の本人特定事項の確認を行う場合又は2(2)ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該最終利用者の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、2の規定にかかわらず、2(1)ロ、ホ若しくはワ又は(2)ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔(1)～(5) 略〕

- 4 特定事業者は、2(2)ロからニまでに掲げる方法（2(2)ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該最終利用者の本店等に代えて、当該最終利用者の代表者等から、当該最終利用者の営業所であると認められる場所の記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該最終利用者が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

- 5 特定事業者は、2(1)ロ、ホ、ワ若しくはヰ又は(2)ロからニまでに掲げる方法（2(2)ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

(1) 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴いて当該最終利用者（法人である場合にあつては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（(2)に規定する場合を除く。）

法にあつては当該最終利用者の現在の住居が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、2(1)ニに掲げる方法にあつては当該最終利用者の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該最終利用者の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該最終利用者の現在の住居の情報の記録がないときは、当該最終利用者又はその代表者等から、当該記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、2の規定にかかわらず、2(1)ロ若しくはチ又は(2)ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔(1)～(5) 同左〕

- 4 特定事業者は、2(2)ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該最終利用者の本店等に代えて、当該最終利用者の代表者等から、当該最終利用者の営業所であると認められる場所の記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

- 5 特定事業者は、2(1)ロ、チ若しくはリ又は(2)ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

(1) 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴いて当該最終利用者（法人である場合にあつては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（(2)に規定する場合を除く。）

〔(2)・(3) 略〕

6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ並びに(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

(1) 自然人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは旅券等（出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔ロ 略〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）又は精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

〔ホ 略〕

〔(2) 略〕

〔(2)・(3) 同左〕

6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

(1) 自然人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは旅券等（出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔ロ 同左〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

〔ホ 同左〕

〔(2) 同左〕

(3) 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人（1）又は（2）に定める<u>もの（この場合において、（1）中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、（2）中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）</u>のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、（1）又は（2）に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	(3) 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人（1）又は（2）に定める<u>もの</u>のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、（1）又は（2）に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。	

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和九年四月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、同法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

2 電気通信事業者は、この告示の公示の際現に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、同法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

3 総務大臣は、前二項の申請があつた場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。